

学術コンサルティング実施条件

(趣旨)

第1条 この実施条件は、北見工業大学学術コンサルティング規程（令和7年6月4日北工大規程第1号。）の円滑な運用を図るため必要な実施条件を定めるものとする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「本契約」とは、国立大学法人北海道国立大学機構（以下「機構」という。）が学術コンサルティング申込書（以下「申込書」という。）を受諾することにより成立する学術コンサルティングをいう。

二「知的財産権」とは、次に掲げるものをいう。

イ 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権、商標法（昭和34年法律第127号）に規定する商標権、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権及び半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利

ロ イに掲げる権利を受ける権利

ハ 著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第10号の2に規定するプログラム及び同項第10号の3に規定するデータベースに係る著作権法に規定する権利並びに外国におけるこれらの権利に相当する権利

ニ イロハに掲げる権利とならないノウハウを使用する権利

(学術コンサルティング)

第3条 機構は、本学術コンサルティング実施条件及び申込書に従って、本学術コンサルティングを実施するものとする。

(学術コンサルティングの終了)

第4条 本学術コンサルティングは、以下のいずれかの時点において、終了するものとする（本学術コンサルティングが終了した日を、以下「学術コンサルティング終了日」という。）。

一 申込書記載の目的が達成又は実現されたと機構及び委託者が合意したとき

二 申込書記載の目的の達成又は実現が不可能又は著しく困難であることが判明し、機構及び委託者がその旨合意したとき

三 申込書記載の実施期間が満了したとき

四 その他、機構及び委託者の合意により指定した期日が経過したとき

(学術コンサルティング料の支払い)

第5条 委託者は、申込書に掲げる学術コンサルティング料を、機構が発行する請求書により、当該請求書に定める支払期限までに、機構に支払わなければならない。なお、学術コンサルティング料の支払いに係る銀行手数料等は、委託者の負担とする。

2 委託者は、所定の支払期限までに前項の学術コンサルティング料を支払わないときは、支払期限日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、その未納額に年3%の割合で計算した延滞金を機構に支払わなければならない。

3 機構は、原則として、委託者から支払いを受けた学術コンサルティング料を委託者に返還しない。ただし、機構が、その責めに帰すべき事由により、学術コンサルティングの全部又は一部を提供することができなかったときは、この限りでない。

(経理)

第6条 第5条に規定する学術コンサルティング料の経理は機構が行う。

(学術コンサルティング料により取得した設備等の帰属)

第7条 学術コンサルティング料によって取得した機器、設備その他の物品は、機構の所有に属するものとする。

(学術コンサルティングの中止又は期間の延長)

第8条 天災その他学術コンサルティング遂行上やむを得ない事由があるときは、機構及び委託者が協議の上、学術コンサルティングを中止し、又は学術コンサルティング期間を延長することができる。不可抗力事由による場合において、機構又は委託者は、相手方に対しその責任を負わないものとする。

(知的財産権の取扱い)

第9条 機構は、本契約による学術コンサルティングの過程において又は学術コンサルティングの結果として生じた知的財産権を、非営利でかつ教育及び研究活動のために無償で使用する事ができる。

(秘密の保持)

第10条 機構及び委託者は、学術コンサルティングに関し、相手方から開示を受けた相手方の技術上又は営業上の情報であって、提供又は開示の際に相手方から秘密である旨の表示が明記され、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後30日以内に書面で相手方に対して通知されたもの（以下「秘密情報」という。）については、

学術コンサルタント並びに自己に属する本学術コンサルティングの実施及び管理のために秘密情報を知る必要のある者（以下併せて「秘密情報受領者」という。）以外に相手方の書面による事前の承諾なしに、開示し、又は漏洩してはならない。また、機構及び委託者は、秘密情報について、秘密情報受領者がその所属を離れた後も含め保持する義務を、当該秘密情報受領者に対し負わせるものとする。ただし、次のいずれかに該当する情報については、この限りでない。

- 一 開示を受けた際、既に自己が保有していたことを証明できる情報
 - 二 開示を受けた際、既に公知となっている情報
 - 三 開示を受けた後、自己の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
 - 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
 - 五 相手方から開示を受けた情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
 - 六 書面により事前に相手方の同意を得たもの
- 2 機構及び委託者は、学術コンサルティングの目的以外の目的のために秘密情報を使用してはならない。ただし、相手方の書面による事前の承諾を得たときは、この限りでない。
 - 3 機構及び委託者は、裁判所又は行政機関から法令の定めに基づき秘密情報の開示を求められた場合、事前に相手方にその旨を通知したうえ、当該法令を遵守するために必要となる最小限の範囲で、秘密情報を開示することができる。なお、事前に相手方に通知することが困難な場合は、事後に速やかに相手方に通知すれば足りるものとする。
 - 4 前3項の規定は、本学術コンサルティング終了後も終了日の翌日から起算して3年間有効に継続するものとする。ただし、機構及び委託者が協議の上、この期間を延長し、又は短縮することができるものとする。

（公表等）

- 第 11 条 機構及び委託者は、学術コンサルティングの内容、学術コンサルティングの成果その他学術コンサルティングに関する事項を公表しようとするときは、当該公表の可否及び内容について、事前に相手方と協議しなければならない。
- 2 委託者は、機構の名称、略称、マーク、エンブレム、ロゴタイプ、標章等を自社製品の広告の目的その他の営利目的に使用しようとするときは、事前に機構の書面による同意を得なければならない。なお、委託者が機構の学術コンサルタントを含む役職員の氏名等を使用する場合についても、同様とする。

（非保証）

- 第 12 条 機構は、学術コンサルティングを実施した結果に関し、明示又は黙示を問わず、一切の保証をしない。
- 2 機構は、学術コンサルティング（本学術コンサルティングに基づく商品の販売、役務の

提供を含む。)によって委託者に損害が発生した場合においても、委託者に対し、当該損害についての責任を一切負わない。

(権利義務の譲渡禁止)

第 13 条 機構及び委託者は、事前に書面による相手方の同意を得ることなく、第三者に対し、本契約上の地位又は本契約から生じる権利若しくは義務を譲渡してはならない。

(契約の解除)

第 14 条 機構及び委託者は、相手方が本契約に違反した場合、その是正を催告し、催告後 14 日以内に当該違反を是正しないときは、本契約を解除することができる。

2 機構及び委託者は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約を解除することができる。

一 委託者が第 5 条に規定する学術コンサルティング料を所定の支払期限までに支払わない場合

二 本契約の履行に関し、不正又は不当の行為があったとき

三 支払いの停止があった場合、または競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てがあった場合

四 手形交換所の取引停止処分を受けた場合

五 公租公課の滞納処分を受けた場合

六 合併、株式交換若しくは株式移転を行った場合又は委託者の株主が全議決権の 3 分の 1 を超えて変動した場合等、支配権に実質的な変動があった場合

七 その他前各号に準ずるような本契約を継続し難い重大な事由が発生した場合

(契約の有効期間)

第 15 条 本契約の有効期間は、申込書記載の実施期間の開始日から学術コンサルティング終了日までとする。

2 本契約の終了後も、第 9 条乃至第 13 条及び第 19 条の規定は、当該条項に定める期間又は対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(反社会的勢力の排除)

第 16 条 機構及び委託者（法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）は、相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。

一 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと。

- 二 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結する者でないこと。
- 三 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - イ 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - ロ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為
- 2 機構又は委託者は、相手方が次の各号のいずれかに該当した場合は、何らの催告なしに本契約を解除することができる。
 - 一 前項第1号の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - 二 前項第2号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - 三 前項第3号の確約に反する行為をした場合
- 3 機構又は委託者は、前項により本契約を解除したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切の損害賠償義務を負わないものとする。この場合、かかる解除により自らに損害が生じたときは、当該相手方はその損害を賠償するものとする。

(法令遵守)

第 17 条 機構及び委託者は、輸出管理に関する法令その他学術コンサルティングの実施及びこれにより得られた成果に関し適用されるすべての関連法令を遵守する。

(協議)

第 18 条 本条件に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、機構及び委託者が協議の上、定めるものとする。

(準拠法及び裁判管轄)

第 19 条 本契約の準拠法は日本法とする。

2 本契約に関する訴えは、機構の所在地を管轄する釧路地方裁判所の管轄に属する。